

令和7年度 生野区PTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業要項

令和7年5月
生野区役所 地域まちづくり課

◇学習会助成事業とは

PTAをはじめとする社会教育関係団体、生涯学習や生涯スポーツを目的とするグループが、区役所と協働して人権や家庭教育、生涯スポーツや生涯学習に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師謝礼等を一部負担する事業です。

◇助成の対象となる団体・グループ

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、人権や家庭教育、生涯スポーツや生涯学習に関する学習会を行う場合が対象となります。

○対象：幼稚園や学校の単位・合同PTA

その他、区において生涯学習や社会教育等に関する活動を行っている団体・グループ

◇対象となる学習会の条件

○令和6年6月1日～令和7年3月16日に行う事業であること

※オンラインでの学習会も助成の対象となります。

○1回1時間以上であること

○団体・グループの会員を対象とすること（ただし、生野区民であれば、団体・グループの会員以外の参加者を募ってもかまいません。また、概ね20人以上で開催してください）

※次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
（公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など）
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動（教義内容の学習会など）
- ・営利目的で行われる活動（材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動）
- ・学校等の児童・生徒等が、授業の一環として参加し、学校教育にあたりと認められる場合は、対象とはなりません。
- ・生涯学習ルーム事業対象団体で、地域連携支援事業にあたりと認められる場合は、対象とはなりません。

◇対象となる学習内容

①人権に関するもの

子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報の保護など。

例：身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

②家庭教育に関するもの

家庭教育や子育て、今日の子どもたちをめぐる様々な課題について

例：思春期の子育て～思春期の子どもたちのころ・からだ～

親子で学ぶ防犯教室～地域安全マップづくり～

子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方

子どもの睡眠と食事について、歯の健康について

子どもの事故と病気、応急処置について

子育て中の保護者のためのストレスマネジメント～ころとからだの癒しワーク～

③生涯スポーツに関するもの

健康に毎日を過ごし、生きがいをもてるきっかけとなるようなスポーツ体験など

例：地域で取り組むニュースポーツ講座

親子で体験するヨガ教室

大人のためのラジオ体操

球技から学ぶチーム力とコミュニケーション力アップについて など

④生涯学習に関するもの

広く区民や地域住民の生涯学習を促進する活動など

例：広く区民や地域住民の参加を促す生涯学習活動の発表会・体験会

広く区内や地域のシニア層を対象としたインターネット活用教室

広く区民や地域住民を対象とした多文化交流体験会 など

◇助成の対象となるもの

報償金：講師に対する謝礼金および一時保育謝礼

※1団体・グループが2回以上、助成を受けることも可能ですが、1団体あたり30,000円までの助成となります。

※当事業は、あくまで経費の一部助成事業であり、必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

※大阪市職員、主催団体・グループの会員が講師を務める場合は、助成対象とはなりません。

※大阪市の他の助成対象となっている場合は、助成対象とはなりません。

◇報償金基準表（本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています）

区分	1時間あたりの金額（税込）	職別
講師	A 7,100 円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	B 6,200 円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO 代表など
	C 5,200 円	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市（区）PTA 協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー NPO 役員など
	D 4,300 円	団体役員、中央官庁の主任、民間の技術者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
保育	1,000 円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。

【注 1】座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の **8 割以内** の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の **5 割以内** の額とします。

【注 2】謝礼額は、15 分単位で適用します。（10 円未満の端数は四捨五入）

【注 3】講師が同一内容の講義等を 2 回以上行う場合は、2 回目以降の謝礼金は減額となります。

【注 4】学習会、一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。

【注 5】謝礼金の手取額は、原則として所得税 10.21%を差し引いた額になり、講師の口座に直接振り込まれます。

（参考）助成の一例

大学教授と講師補佐（准教授）に 2 時間の学習会を頼んだ場合

教授分（講師） @7,100 × 2 h = 14,200 円

准教授分（講師補佐） @6,200 × 0.5 × 2 h = 6,200 円（講師補佐の謝礼金は基準の半額以内）

合計：20,400 円

◇申請の手続き

「実施申請書」を提出
締切：学習会を実施する 1 か月前まで（厳守。助成事務手続きに日数がかかります） ※予算に達するまで先着順で申込みを受付けます。 ※<u>なお実施申請書の最終提出締切は令和 7 年 12 月 12 日までです。</u> 提出書類：様式 1・団体規約・団体役員名簿（氏名・役職）・講師に関する資料 提出先：生野区役所地域まちづくり課
※助成の可否等について区役所より連絡いたします。 ※「実施申請書」提出後に、やむを得ず講師や日時の変更があった場合、速やかに区役所にご連絡ください。
学習会を実施します。
「実施報告書」及び「請求書」を提出します。 締切：学習会終了後、速やかに提出してください（2 週間以内） 提出書類：様式 2・成果物（開催案内、学習会で使用した資料及び当日の写真等）・請求書
請求書に基づき、大阪市から講師の口座に謝礼が振り込まれます。

◇その他 注意事項

- ・ 予算の範囲内で行う助成事業ですので、予算に達した時点で受付を終了します。
- ・ 講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。
（ワークショップ、講演とイベントの複合事業、演劇の鑑賞など）
- ・ 本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

◇問合せ先

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19
生野区役所 地域まちづくり課（担当：山田・中井）
TEL:06-6715-9059 FAX:06-6717-1163